

資料 2

松伏町第5次総合振興計画 序論・基本構想（案）

松 伏 町

松伏町第5次総合振興計画基本構想の一部見直しについて

基本構想は松伏町が目指す将来像とそれを実現するための長期的な指針として、施策大綱や土地利用構想などを定めたものです。

松伏町第5次総合振興計画は、この基本構想を7つの大綱に分けています。

「基本構想」の推進期間が平成26年度から平成35年度までとなっている中で、町の現状などを勘案し見直すべきところを検討しました。その結果、次の主な事項について見直すこととします。

なお、当該資料におけるデザイン等につきましては、今後検討してまいります。

■新たに「上赤岩地区」を工業団地として位置づけ…P32

町外からの企業を誘致し、職住近接などを目途とした「工業団地」の計画を具体的に上赤岩地区に位置づけることを予定しています。

■新たに「道の駅」の整備を位置づけ…P32

現在、国が整備をしている東埼玉道路の完成に向け、新たな町の地域活性化の拠点となる「道の駅」の計画を具体的に位置づけることを予定しています。

■その他

法律や社会潮流の変化等に沿った文言等の修正を予定しています。

— 目 次 —

第1章 序論

1	基本構想改訂と後期基本計画策定の目的	
(1)	基本構想改訂と後期基本計画策定の趣旨	2
(2)	計画策定指針	2
(3)	計画の構成と期間	2
2	計画策定の背景	
(1)	町を取り巻く社会潮流	4
(2)	町の現状	7
3	町民意識調査	
(1)	調査の内容	15
(2)	評価	15
4	まちづくりの主要課題	17

第2章 基本構想

1	町の将来像	20
2	まちづくりの視点	20
3	将来人口	22
4	まちづくりの目標～主要施策～	23
5	土地利用構想	31

第1章 序論

1 基本構想改訂と後期基本計画策定の目的

(1) 基本構想改訂と後期基本計画策定の趣旨

松伏町では、2014年（平成26年）に「松伏町第5次総合振興計画」を策定し、「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」を将来像として、総合的かつ計画的なまちづくりを推進してきました。

前期基本計画策定時にも課題であった急速な少子・高齢化の進行、国・地方の財政状況は、近年、厳しさが増しています。

また、企業業績の好調とともに失業率の改善が伝えられる中、実質所得の伸び悩みや、格差の拡大、子どもの貧困、老後の不安などの社会的な課題に直面しています。一方、東日本大震災に続き、2015年（平成27年）の関東・東北豪雨や2016年（平成28年）の熊本地震、2018年（平成30年）7月の西日本での豪雨は、自然災害への危機管理や地域でのつながりの重要性を再認識することとなりました。

このような中、地方分権が進み、各自治体が独自の取り組みで、少子・高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたり成長力を確保するための施策が求められています。

引き続き「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」を将来像に掲げるとともに、前期基本計画の進捗・成果と、町民の意見、時代の要請を反映させ、基本構想の改訂、後期基本計画の策定を行うものです。

(2) 計画策定指針

① 町民ニーズの把握と反映

前期基本計画における施策に対する満足度・重要度を体系的に整理し、町の現状課題を整理するとともに、後期基本計画に町民意見を反映させるため、町民意識調査、総合振興計画審議会への諮問及びパブリックコメントを実施します。

② 実効性の高い計画

前期基本計画の成果分析を行うとともに、町を取り巻く社会経済情勢を踏まえた将来予測を図り、各施策に目標値を設定し、着実に計画を推進することができる実効性の高い計画とします。

③ 分かりやすい計画

町民と町が課題や目標を共有できる分かりやすい計画とします。

(3) 計画の構成と期間

「松伏町第5次総合振興計画」は、基本構想、基本計画、実施計画により構成されます。

基本構想

本町が目指す将来像と、それを実現するための長期的な指針として、将来人口や施策の大綱、また土地利用構想などを定めます。

計画期間は、2014年度（平成26年度）から2023年度までの10年間とします。

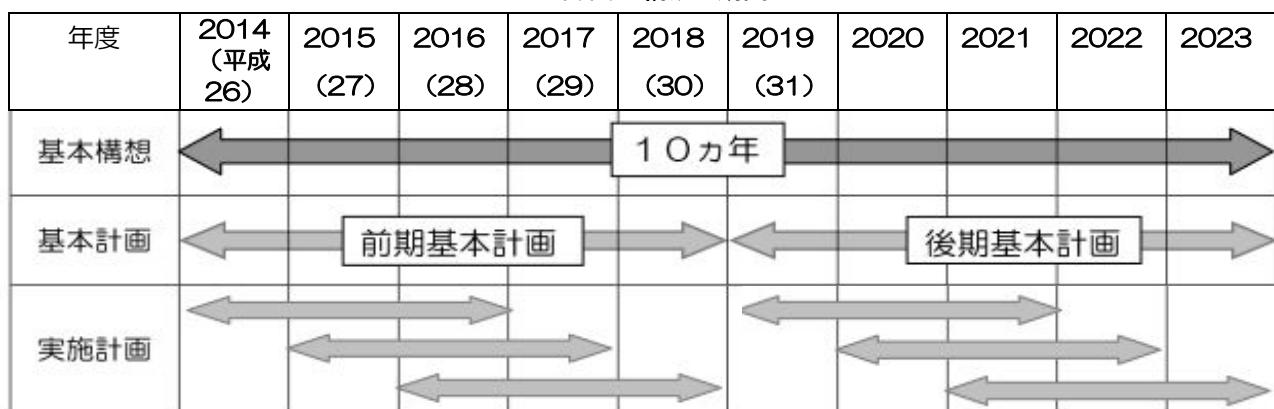
基本計画

基本構想に定めた将来像を実現するため、施策の大綱に基づき基本方針と成果指標、個別の施策を体系的に示します。計画期間は5年間で、2014年度（平成26年度）から2018年度（平成30年度）までを前期基本計画、2019年度（平成31年度）から2023年度までを後期基本計画とします。

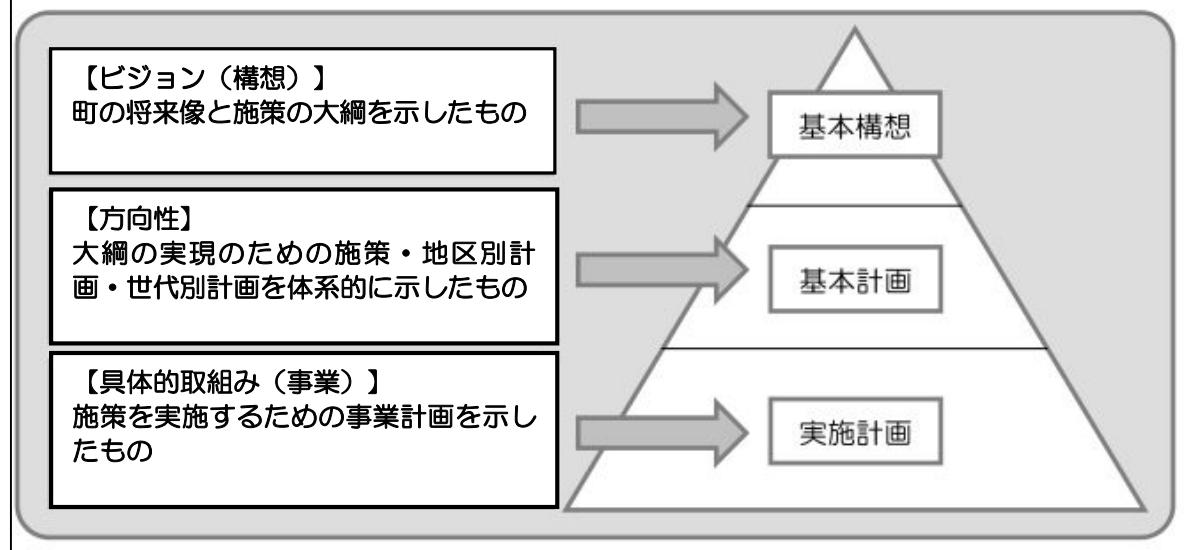
実施計画

基本計画で示された施策を実現するための事業計画で、予算編成や行政運営の指針です。計画期間は3年間で、毎年度更新します。

計画の構成と期間



基本構想・基本計画・実施計画の関係



2 計画策定の背景

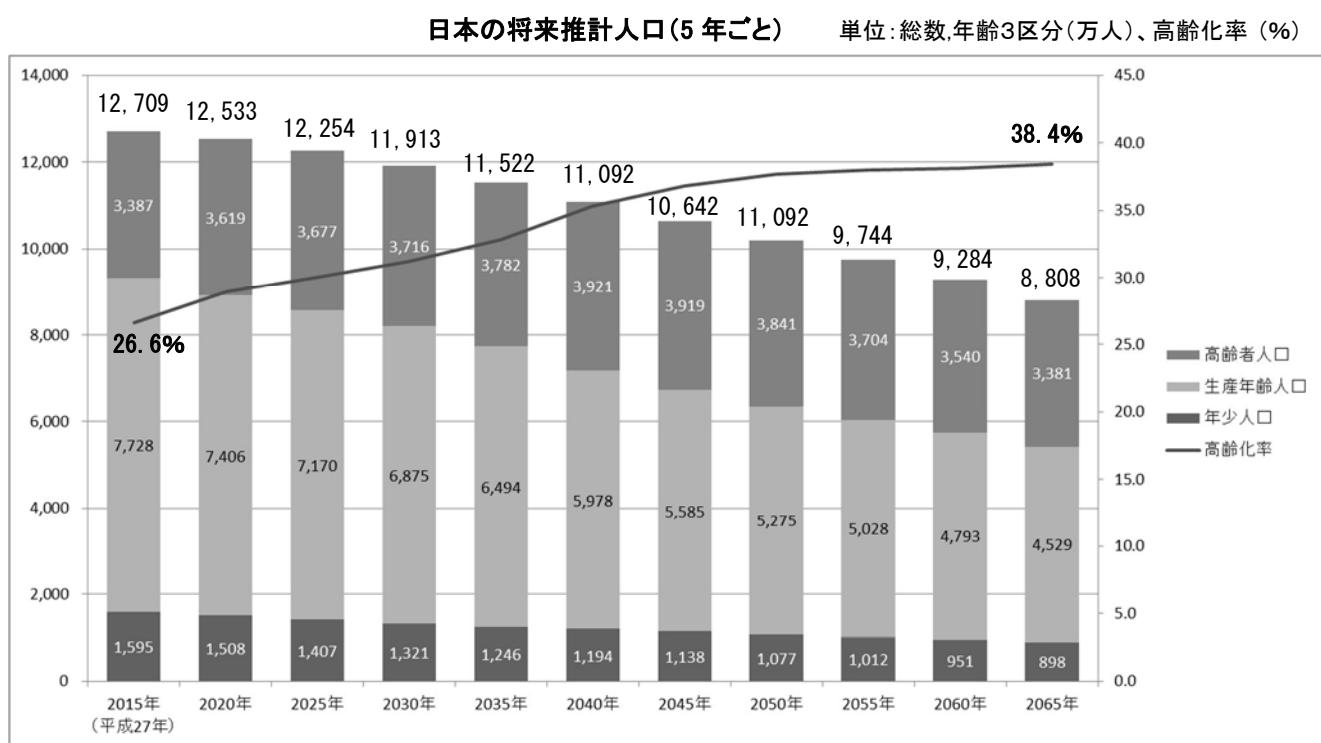
(1) 町を取り巻く社会潮流

少子高齢化と人口構造の変化

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（2017年（平成29年）推計）」によれば、日本の総人口は、2015年（平成27年）の国勢調査において1億2,709万人ですが、以後、長期の人口減少過程に入ることが予想されています。2040年の1億1,092万人を経て、2053年には9,924万人となり、2065年には8,808万人になるものと推計されています。

高齢者人口は、2015年（平成27年）現在の3,387万人から、2020年には3,619万人へと増加し、しばらくは緩やかな増加が続くものの、2030年に3,716万人となった後、第二次ベビーブーム世代が老人人口に入った後の2042年に3,935万人でピークを迎え、その後は一貫した減少に転じます。

高齢化率は、2015年（平成27年）現在の26.6%で4人に1人を上回る状態から、2036年に33.3%で3人に1人となり、2065年には38.4%、すなわち2.6人に1人が高齢者となることが予想されています。



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(2017年(平成29年)推計)出生中位(死亡中位)推計 2015年(平成27年)は、国勢調査による実績

経済を取り巻く社会環境の変化

景気の回復傾向が続き、企業業績の好調とともに、新卒採用率、失業率等は改善していますが、実質賃金や個人消費の伸び悩みが伝えられます。

国際競争が激化する中で、業種や地域によっては、企業の倒産・廃業や人員の削減、生産拠点の再編・撤退などがみられます。また、中心市街地や地域商業の衰退が各地でみられます。

埼玉県は、圏央道や外環道の開通による利便性の高まりから、食品、印刷、化学、物流などの業種の企業立地が活発化し、郊外での大型ショッピングセンター、幹線道路沿いの店舗の出店も続いている。

少子・高齢化の進展により、長期的には、消費の減少、経済規模の縮小や、労働力の不足、財政状況の悪化、社会保障費の増大などが懸念されています。

将来への不安と地域コミュニティの弱体化

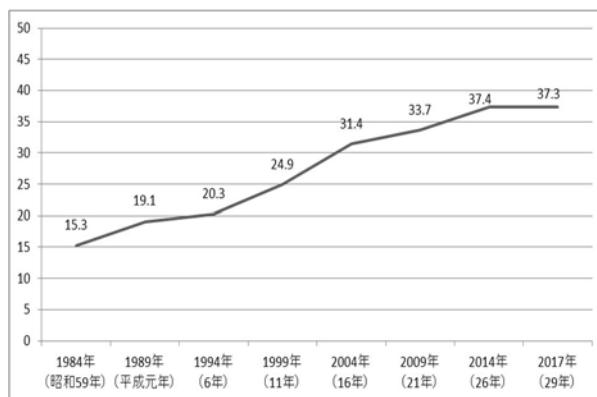
社会経済状況が急激に変化する中で、生活をめぐるさまざまな不安の高まりがみられます。

1990年（平成2年）に881万人だった非正規雇用者数は、2014年（平成26年）に1,962万人と、2倍以上になりました。正規の職員・従業員数は、1990年代半ば以降、ほとんどの年で減少しています。15～24歳の若年層では、1990年（平成2年）に比べ2014年（平成26年）は20.5%から48.6%まで28.1ポイント上昇して、全年齢階級の中で最大の上昇幅となり、若者の将来不安の原因となっています。

また、所得の格差が拡大し、子どもの貧困や社会的孤立の発生、高齢化による地域活動の衰退（自治会・町内会、消防団の加入・活動の低下など）により、人間関係の希薄化、地域コミュニティの弱体化が懸念されます。地域活動への支援とともに、ボランティア団体・NPOによる市民活動の活性化が求められています。

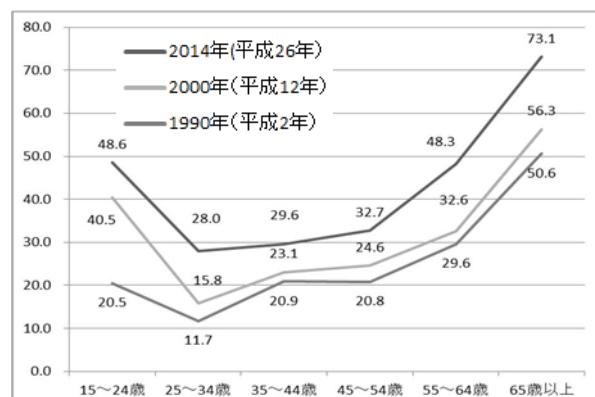
非正規雇用の割合の推移

単位:%



年齢階層別非正規雇用者の割合

単位:%



（資料）1999年（平成11年）までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、2004年（平成16年）以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

（資料）総務省統計局 統計 Today No.97
最近の正規・非正規雇用の特徴

環境・エネルギー問題

極端な異常気象、海面上昇による島しょ国沿岸の浸水、深刻な干ばつによる食料不足と難民の発生、ジカ熱などの感染症の世界的な拡大など、21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動と関連すると思われる事象が発生しており、地球温暖化対策は国際的な大きな課題となっています。2015年（平成27年）12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議で採択されたパリ協定（2016年（平成28年）11月発効）は、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取り組みを実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであり、今世紀後半に「脱炭素社会」に向けた転換点となるものです。日本は、2030年度に26%（2013年度（平成25年度）比較）の排出削減目標の着実な達成に向け、地球温暖化対策計画に基づき、対策を着実に進めています。

さらに、東日本大震災による原子力発電所の事故は、エネルギーのあり方について、根本的な問題を提起しました。モノやエネルギーを大量消費・大量廃棄する生活様式の転換を図り、地球にやさしく安全で再生可能なエネルギーの利用を進める取り組みが各地で行われています。

様々な脅威の発生と危機管理の必要性

前期基本計画期間内でも、2015年（平成27年）の関東・東北豪雨、2016年（平成28年）の熊本地震、2018年（平成30年）7月の西日本での豪雨などの広域で大規模な災害が各地で発生しています。台風や集中豪雨、局地的な竜巻も頻発しているほか、原子力発電所の事故、近隣国からの武力攻撃の脅威、鳥インフルエンザなどの感染症の拡大など、科学技術の進歩や国際環境の変化とともに、原因が複雑かつ多様化しています。

一人ひとりが防災や安全意識を高めるとともに、地域や行政、民間企業も協力して、これらに備えておくことが必要です。

地域の自主性・自立性の向上

地方分権改革の推進によって地方自治体は、地域政策、条例制定などの決定権限が強まり、役割や責任の範囲が拡大し、自らの判断が重要となっています。

人口減少・少子高齢化が見込まれ、公共施設やインフラが老朽化する中でも、多様化する住民ニーズに応じるため、まちづくりのアイデアを發揮し、ICTの活用や民間活力の利用など様々な工夫により、行政の効率化・行政サービスの高度化が強く求められます。

また、住民一人ひとりの意欲が活かされるよう、行政と連携した協働のまちづくりなど、地方の自主性・自立性を高める必要性が高まっています。

(2)町の現状

① 町の歩み

1889年（明治22年）の町村制施行で、松伏、大川戸、田島、上赤岩、下赤岩の5か村が合併した松伏領村と、金杉、魚沼、築比地の3か村が合併した金杉村が誕生しました。

その後、1955年（昭和30年）に町村合併促進法によって、松伏領村と金杉村の2か村が合併し、新たに松伏領村が誕生しました。次いで、1956年（昭和31年）に名称を松伏村と変更したのち、1969年（昭和44年）には町制を施行し、現在の松伏町に至っています。

昭和40年代の高度経済成長期から、都市化の波が押し寄せはじめます。周辺都市や都心への通勤者に一戸建て住宅を供給するベッドタウンとして人口が増えはじめ、1987年（昭和62年）の外前野特定土地区画整理事業により一層増加しました。

しかし、1991年（平成3年）のバブル経済崩壊以降は、総体的な地価の下落により、住宅需要の都心回帰が進むなかで、本町の人口はゆるやかな増加に転じ、2001年（平成13年）には人口が3万人を突破しました。

このように、これまで増加基調で推移してきた人口ですが、2009年（平成21年）以降は一転して人口増加に歯止めがかかり、人口減少傾向にあります。

② 町の概況

本町は、埼玉県東南部、都心から30km圏内に位置しています。西は大落古利根川を挟んで越谷市、南は吉川市、北は春日部市と接しており、中央部を中川が南北に流れ、東は江戸川を挟んで千葉県野田市に接しています。

町域は、東西約4km、南北約7.5kmと南北にやや細長く、面積は16.20km²で、県内市町村で8番目に小さな町です。

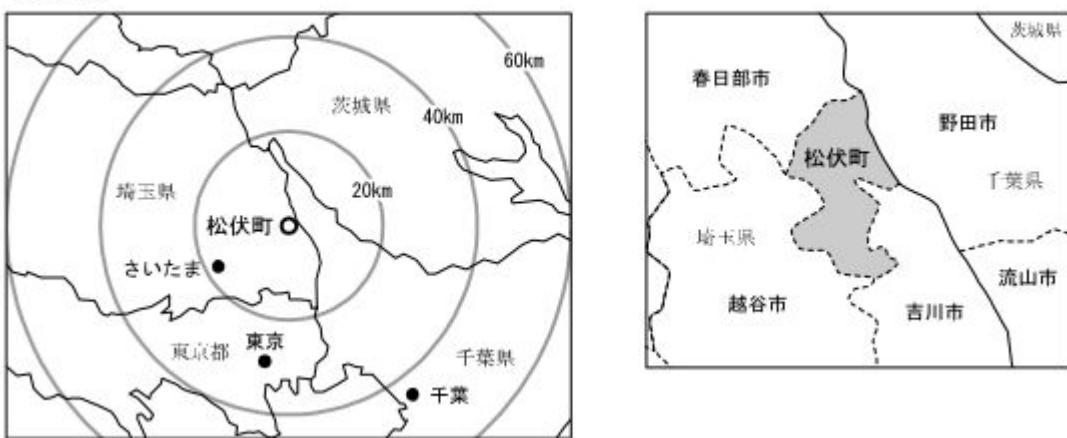
地形は、町の北東部を占める築比地の台地を除いて、大落古利根川と中川による標高4mから6mの自然堤防と後背湿地によって形成された、ほぼ平坦な低地となっています。

気温は年平均14～16℃と比較的温暖で、降水量は年間約1,200mm程度です

道路は、南北方向に県道春日部松伏線と県道葛飾吉川松伏線が、東西方向に県道越谷野田線が通っています。また、新たな南北方向の道路として、松伏越谷線が整備されています。なお、南北方向に都市計画道路東埼玉道路、東西方向に都市計画道路浦和野田線（一部供用開始）が計画されています。

町に鉄道は通っていませんが、町内から、東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）北越谷駅、新越谷駅、せんげん台駅、JR武藏野線吉川駅、南越谷駅、越谷レイクタウン駅、東武野田線（東武アーバンパークライン）愛宕駅、野田市駅の各駅に、民間の路線バス網が整備されています。

位置図

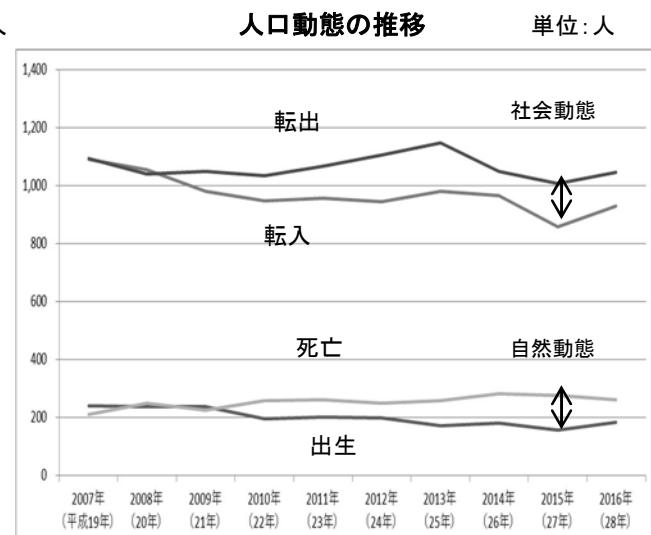


人口・世帯

・転入が減少し、転出が転入を上回る年が増え、また、死亡数が出生数を上回る傾向が続いており、自然動態、社会動態のそれぞれの減少が本町の人口減少を招いています。

	人口動態の推移						単位:人
	出生	死亡	転入	転出	自然 動態	社会 動態	
2007年 (平成19年)	240	211	1,091	1,092	29	▲ 1	
2008年 (20年)	236	249	1,055	1,040	▲ 13	15	
2009年 (21年)	237	225	981	1,047	12	▲ 66	
2010年 (22年)	194	259	946	1,033	▲ 65	▲ 87	
2011年 (23年)	200	261	957	1,066	▲ 61	▲ 109	
2012年 (24年)	198	248	944	1,106	▲ 50	▲ 162	
2013年 (25年)	173	258	980	1,147	▲ 85	▲ 167	
2014年 (26年)	180	283	965	1,047	▲ 103	▲ 82	
2015年 (27年)	157	276	858	1,008	▲ 119	▲ 150	
2016年 (28年)	182	262	928	1,045	▲ 80	▲ 117	

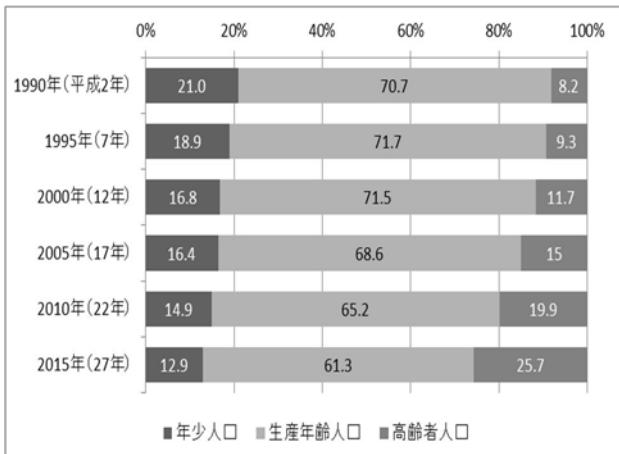
(資料) 住民基本台帳



(資料) 住民基本台帳

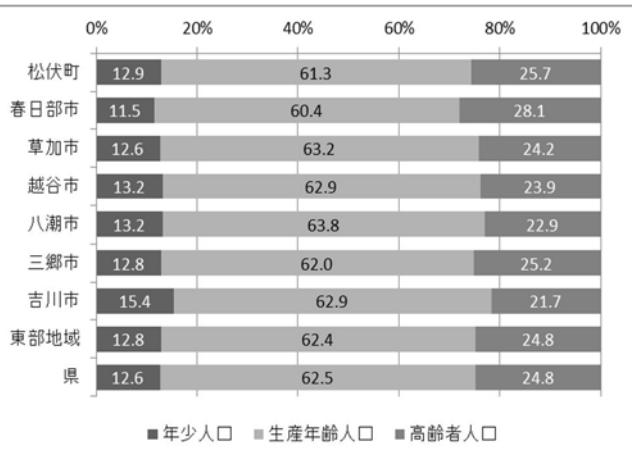
・2015年（平成27年）の国勢調査における年齢3区分別人口を近隣の市と比べると、0～14歳の年少人口比率(12.9%)は、吉川市、越谷市、八潮市に次いで高いですが、15～64歳(61.3%)の生産年齢人口の比率は、春日部市に次いで低くなっています。

年齢3区分別人口構成比の推移



(資料) 平成27年国勢調査

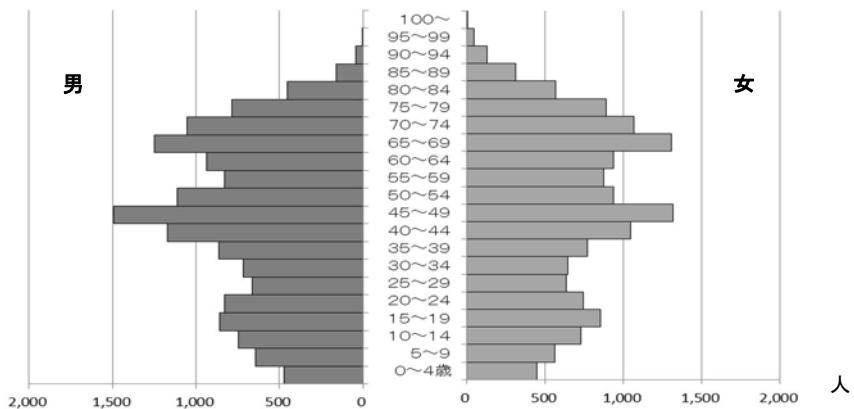
年齢3区分別人口 2015年(平成27年)



(資料) 平成27年国勢調査

- ・2018年（平成30年）の松伏町の人口ピラミッドをみると、男性、女性ともに45～49歳及び65～69歳の年齢層が多くなっています。

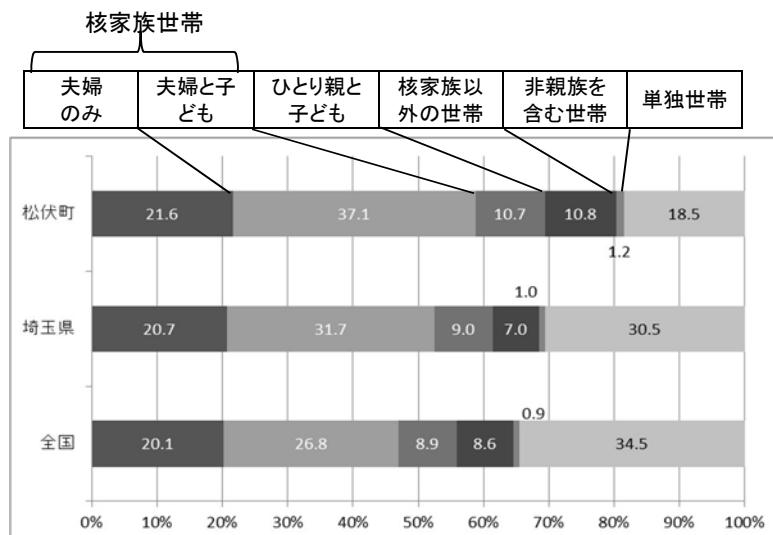
年齢5階級別人口(2018年(平成30年)1月1日現在)



(資料)埼玉県町(丁)字別人口調査

- ・世帯構成の特徴は「夫婦と子ども」世帯が多いことであり、県平均の31.7%、全国平均の26.8%を上回り、37.1%となっています。

一般世帯の構成比(2015年(平成27年))

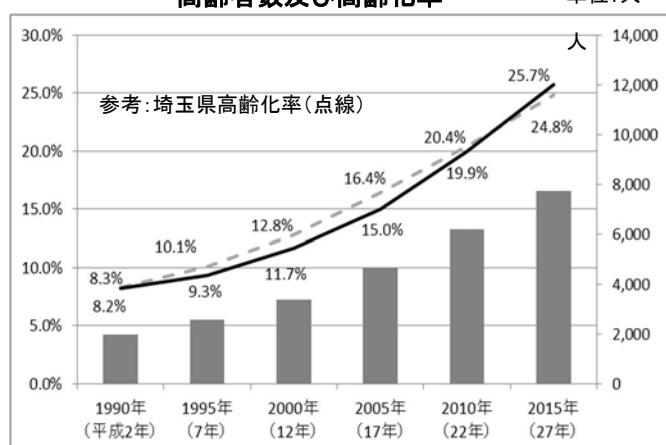


(資料)平成27年国勢調査

- ・高齢化は急速に進み、高齢化率は2015年（平成27年）の国勢調査で県を上回り、高齢者世帯も増加しています。

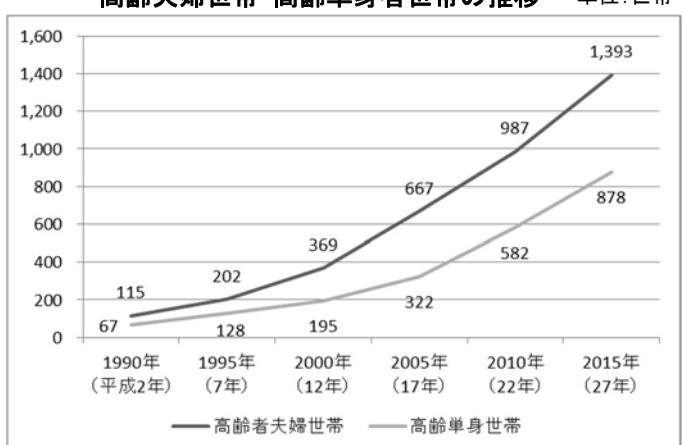
高齢者数及び高齢化率

単位:人



高齢夫婦世帯・高齢単身者世帯の推移

単位:世帯



(資料) 平成27年国勢調査

(資料) 平成27年国勢調査

広域流動

- ・2015年（平成27年）の国勢調査における昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口×100）は77.9で、近隣の市と比べると最も低くなっています。

昼夜間人口比率

	2010年（平成22年）①			2015年（平成27年）②			昼夜間人口比率の差 ②-①
	常住人口	昼間人口	昼夜間人口比率	常住人口	昼間人口	昼夜間人口比率	
松伏町	31,153	24,362	78.2	30,061	23,406	77.9	▲ 0.3
春日部市	237,171	194,419	82.0	232,709	192,794	82.8	0.9
草加市	243,855	208,533	85.5	247,034	207,551	84.0	▲ 1.5
越谷市	326,313	282,810	86.7	337,498	294,715	87.3	0.7
八潮市	82,977	80,999	97.6	86,717	83,432	96.2	▲ 1.4
三郷市	131,415	112,541	85.6	136,521	120,735	88.4	2.8
吉川市	65,298	53,513	82.0	69,738	55,857	80.1	▲ 1.9
埼玉県	7,194,556	6,373,489	88.6	7,266,534	6,456,452	88.9	0.3

（資料）平成27年国勢調査

- ・2015年（平成27年）の国勢調査における町外への通勤流出率（通勤流出者／常住地による就業者）は67.7%で、約7割が町外通勤となっています。町外通勤者は減少に転じていますが、町内で働く人（従業地による就業者）も、2005年（平成17年）をピークに減少しています。

通勤流入率の推移

	通勤流入者 (人)	従業地による就業者(人)	流入率	通勤流出者 (人)	常住地による就業者(人)	流出率
1995年(平成7年)	2,907	8,061	36.1%	8,855	14,009	63.2%
2000年(12年)	3,879	9,111	42.6%	9,281	14,513	63.9%
2005年(17年)	4,302	9,502	45.3%	10,244	15,444	66.3%
2010年(22年)	3,983	9,094	43.8%	10,378	14,975	69.3%
2015年(27年)	4,111	8,970	45.8%	9,965	14,709	67.7%

（資料）平成27年国勢調査

- ・2015年（平成27年）の国勢調査における町外への通勤者の通勤先は、越谷市が最も多く、次いで東京都、吉川市の順となっています。

通勤流出入

単位：人

流入先	通勤流入者	流出先	通勤流出者
越谷市	1,353	越谷市	2,612
春日部市	849	吉川市	1,150
吉川市	487	春日部市	614
さいたま市	147	さいたま市	531
三郷市	123	草加市	472
草加市	120	八潮市	287
その他県内	353	その他県内	1,039
県内	3,432	県内	6,705
東京都	117	東京都	2,092
その他県外	562	その県外	1,053
県外	679	県外	3,145
—	—	不詳	115
合計	4,111	合計	9,965

（資料）平成27年国勢調査

就業人口

- ・総就業人口は、2005年（平成17年）をピークに減少に転じています。

産業別就業者数の推移

単位：人

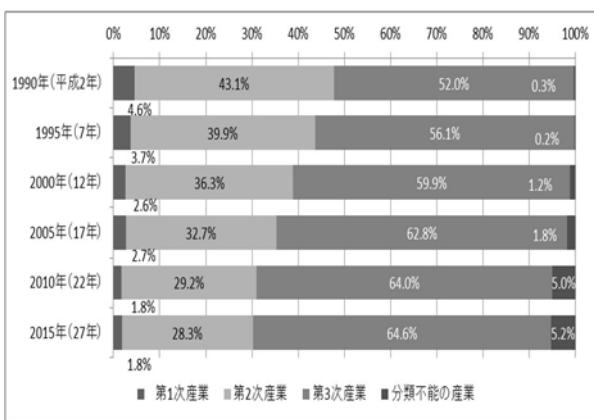
	総就業者数	増減数	第1次産業	増減数	第2次産業	増減数	第3次産業	増減数	分類不能
1990年(平成2年)	11,839	2,397	545	▲ 91	5,101	893	6,157		36
1995年(7年)	14,009	2,170	517	▲ 28	5,594	493	7,863	1,706	35
2000年(12年)	14,513	504	379	▲ 138	5,269	▲ 325	8,690	827	175
2005年(17年)	15,444	931	413	34	5,047	▲ 222	9,699	1,009	285
2010年(22年)	14,975	▲ 469	268	▲ 145	4,374	▲ 673	9,581	▲ 118	752
2015年(27年)	14,709	▲ 266	272	4	4,169	▲ 205	9,502	▲ 79	766

(資料) 平成27年国勢調査

- ・産業3区分別就業者構成比では、第1次産業、第2次産業ともに減少傾向にあります、第3次産業の就業人口数も2005年（平成17年）をピークに減少に転じました。

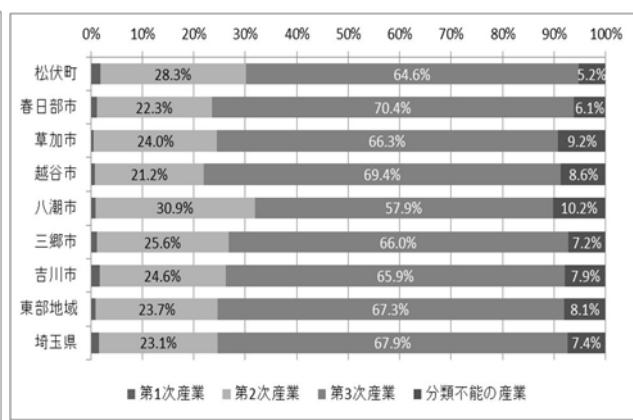
- ・2015年（平成27年）の国勢調査において、本町の産業3区分別構成比を近隣の市と比べると、第1次産業の構成比がやや高く、第2次産業の構成比は八潮市に次いで高く、第3次産業の構成比は八潮市に次いで低くなっています。

産業3区分別就業者構成比の推移



(資料) 平成27年国勢調査

産業3区部別就業者構成比の比較(平成27年)



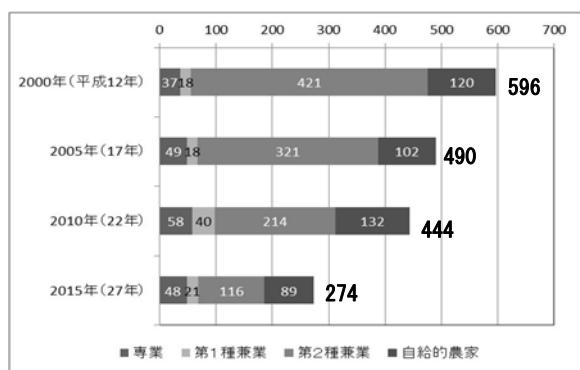
(資料) 平成27年国勢調査

農業

- ・2010年（平成22年）から2015年（平成27年）の間に、すべての種類の農家が減少しました。
- ・販売農家は、担い手の約9割が60歳以上となっています。

農家数の推移

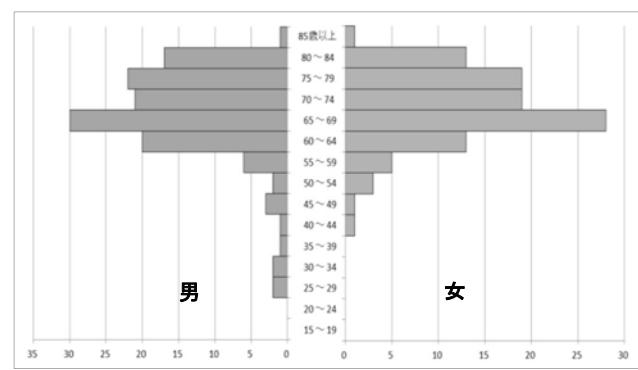
単位：戸



(資料) 農業センサス

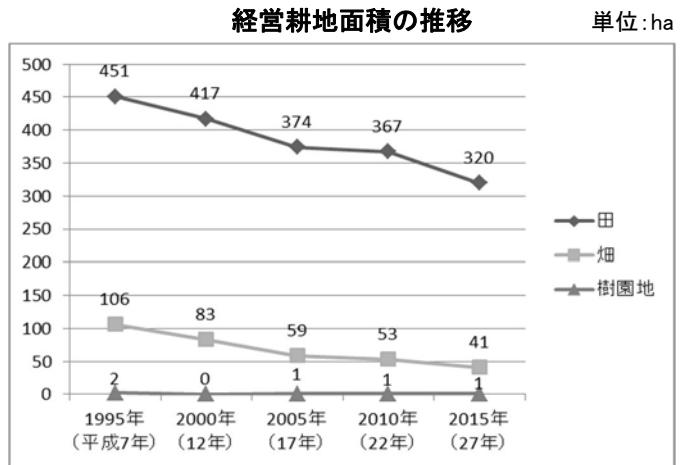
農業就業人口(販売農家)

単位：人



(資料) 農業センサス

- ・経営耕地面積は、2000年（平成12年）から2015年（平成27年）の15年間において、総面積で3割弱減少しました。

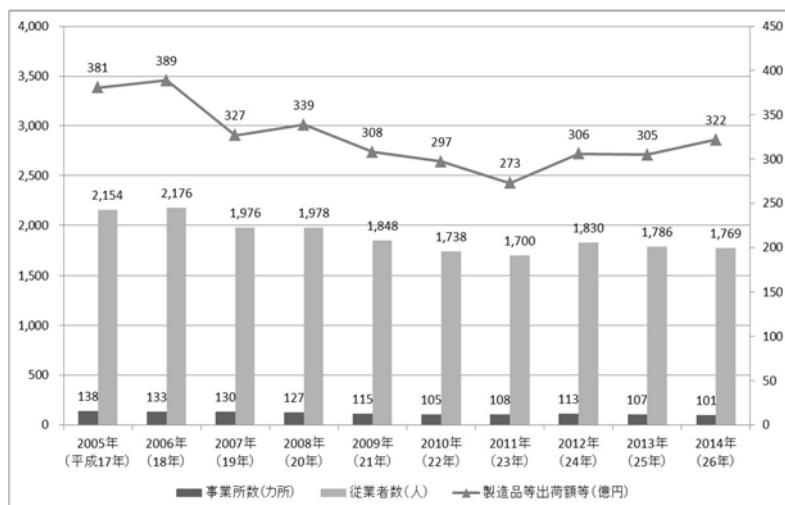


(資料) 農業センサス

工業

- ・町内の工業生産規模は、2011年（平成23年）を底に、減少から横ばいに移り、製造品出荷額等は若干の持ち直しがみられます。

工業の推移



(資料) 工業統計調査

工業指標

	2010年(平成22年)		2014年(平成26年)		増減率	
	松伏町	県	松伏町	県	松伏町	県
事業所数(力所)	105	12,876	101	11,614	▲3.8%	▲9.8%
従業員数(人)	1,738	393,413	1,789	379,238	2.9%	▲3.6%
製造品出荷額等(万円)	2,966,462	1,285,315,534	3,219,701	1,239,080,275	8.5%	▲3.6%
付加価値額(万円)	1,133,549	433,606,761	1,282,406	439,042,789	13.1%	1.3%
付加価値率(%)	38.2%	33.7%	39.8%	35.4%	4.2%	5.0%
事業所1力所当たり						
従業員数(人)	16.6	30.6	17.7	32.7	7.0%	6.9%
出荷額等(万円)	28,252.0	99,822.6	31,878.2	106,688.5	12.8%	6.9%
従業者1人当たり						
出荷額等(万円)	1,706.8	3267.1	1,799.7	3,267.3	5.4%	0.0%
付加価値額(万円)	652.2	1102.2	716.8	1,157.7	9.9%	5.0%

(資料) 工業統計調査

- ・2014年（平成26年）現在、雇用の大きな業種は、食料品製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業となっています。

産業分類別の概況(2014年(平成26年))

	事業所数 (カ所)	構成比 100.0%	従業者数 (人)	構成比 100.0%	製造品出荷額 等(万円)	構成比 100.0%	付加価値額 (万円)	構成比 100.0%
総数	101	100.0%	1 789	100.0%	3 219 701	100.0%	1 230 645	100.0%
食料品製造業	13	12.9%	672	37.6%	1 388 879	43.1%	409 584	33.3%
飲料・たばこ・飼料製造業	1	1.0%	11	0.6%	×	×	×	×
繊維工業	1	1.0%	29	1.6%	×	×	×	×
木材・木製品製造業(家具を除く)	2	2.0%	17	1.0%	×	×	×	×
家具・装備品製造業	1	1.0%	38	2.1%	×	×	×	×
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	4.0%	44	2.5%	96 557	3.0%	43 204	3.5%
印刷・同関連業	6	5.9%	132	7.4%	310 834	9.7%	148 353	12.1%
化学工業	1	1.0%	15	0.8%	×	×	×	×
石油製品・石炭製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
プラスチック製品製造業	15	14.9%	208	11.6%	371 711	11.5%	141 961	11.5%
ゴム製品製造業	2	2.0%	20	1.1%	×	×	×	×
なめし革・同製品・毛皮製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品製造業	1	1.0%	5	0.3%	×	×	×	×
鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-
非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
金属製品製造業	25	24.8%	308	17.2%	450 258	14.0%	203 400	16.5%
はん用機械器具製造業	3	3.0%	34	1.9%	28 984	0.9%	13 823	1.1%
生産用機械器具製造業	11	10.9%	121	6.8%	168 880	5.2%	79 996	6.5%
業務用機械器具製造業	2	2.0%	26	1.5%	×	×	×	×
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	2.0%	18	1.0%	×	×	×	×
電気機械器具製造業	4	4.0%	24	1.3%	21 514	0.7%	11 511	0.9%
情報通信機械器具製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
輸送用機械器具製造業	4	4.0%	30	1.7%	22 340	0.7%	16 695	1.4%
その他の製造業	3	3.0%	37	2.1%	-	-	-	-

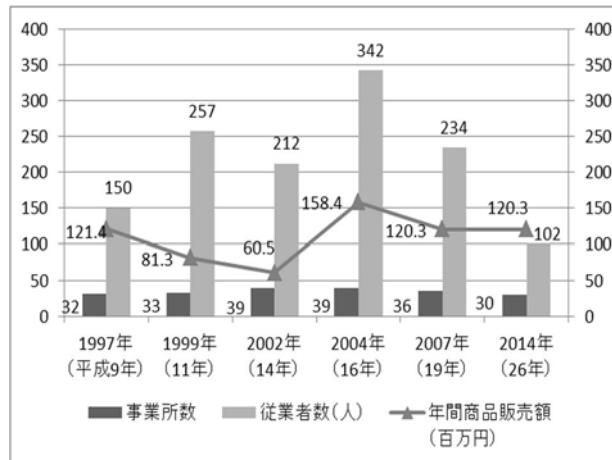
「-」は該当数値なし、「X」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所

(資料) 工業統計調査

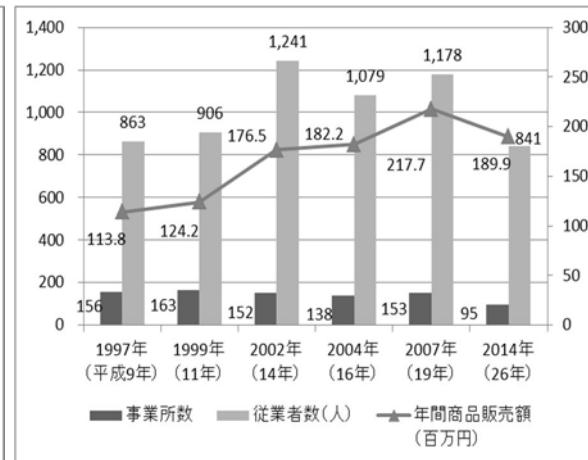
商業

- 卸売業については、2007年（平成19年）から2014年（平成26年）の間において、年間商品販売額は横ばいですが、事業所数は約2割減少、従業員数は半分以下になりました。
- 小売業については、2007年（平成19年）から2014年（平成26年）の間において、事業所数は約4割減少、従業者数は3割減少、年間商品販売額は約1割減少しています。

商業の推移(卸売業)



商業の推移(小売業)



(資料) 商業統計調査

(資料) 商業統計調査

3 町民意識調査

(1) 調査の内容

① 調査の目的

本調査は、前期基本計画における町の取り組みを通じた効果の検証及び直近の行政に対する要望、課題等を抽出し、後期基本計画策定の基礎資料とするため実施しました。

② 調査の方法

- ◆調査地域：町内在住の20歳以上の町民 男女1,500人
- ◆調査方法：住民基本台帳から無作為抽出
- ◆調査方法：郵送による配布回収方式
- ◆調査期間：2017年（平成29年）11月1日から12月1日（なお、同日以後に回収したものも有効としました。）

③ 回収結果

- ◆調査票送付数：1,500票
- ◆回収数：543票
- ◆回収率：36.2%

2017年（平成29年）の後期基本計画策定のための町民意識調査結果について、前回（2012年（平成24年）実施分）との比較も行います。

(2) 評価

・住みやすさ・暮らしやすさでは「静かである」「自然環境がよく健康に過ごせる」が町の特徴として前回から変わらず1、2位を占め、満足度が高い施策も、「公園の整備、緑化の推進」と、自然環境と関連する項目です。

・住みにくさ・暮らしにくさの1位の「通勤、通学に不便である」、3位「都心に出るのが不便」、4位「買物などの日常生活が不便」は、不満の高い施策の「公共交通の整備」と関連しています。今後5年間の施策の重要度1位の「充実した公共交通網の整備」、実現が望まれる町の将来像「公共交通の利便性の高いまち」につながっています。

公共交通がバスのみの町の特性として、引き続き、バス交通の利便性を高める必要が読み取れます。これらは、交通面での重要度の高い施策「安全で快適な道路環境の整備」「交通安全・防犯体制」、将来像の「生活道路、歩道などが整備されたまち」などとも関連します。

(集計結果)

1. 住みやすさ・暮らしやすさ

住みやすさ・暮らしやすさ

順位	理由	%	前回
1位	静かである	48.3%	1位
2位	自然環境がよく健康に過ごせる	40.0%	2位
3位	地域をよく知っている	18.6%	4位
4位	災害発生の心配がない	15.3%	6位
5位	買物などの日常生活が便利	18.6%	3位

住みにくさ・暮らしにくさ

順位	理由	%	前回
1位	通勤、通学に不便である	49.0%	2位
2位	娯楽や食事を楽しむ場がない	43.8%	1位
3位	都心に出るのが不便	37.4%	3位
4位	買物などの日常生活が不便	23.8%	4位
5位	医療環境が恵まれていない	20.4%	5位

「前回」は 2012 年度(平成24年度)実施分の順位(以下同じ。)

2. 施策の満足度

施策の満足度(高い順)

順位	施策	%	前回
1位	公園の整備、緑化の推進	27.8%	2位
2位	下水道・浄化槽などの生活排水処理整備	14.5%	8位
3位	スポーツ・芸術・文化活動の推進	13.2%	9位
4位	松伏町らしさを活かした景観づくり	13.1%	5位
5位	子どもが健全に育つ環境の整備	13.0%	1位

施策の満足度(低い順)

順位	施策	%	前回
1位	充実した公共交通網の整備	60.9%	1位
2位	道の駅などの観光振興の取組	46.8%	—
3位	安全で快適な道路環境の整備	38.5%	2位
4位	町の人口減少に対する取組	37.9%	—
5位	雇用の促進と勤労者の支援	28.8%	3位

「—」は 2012 年度(平成24年度)実施分に選択肢がない。

3. 施策の重要度(今後5年間)

順位	施策	%	前回
1位	充実した公共交通網の整備	46.4%	1位
2位	町の人口減少に対する取組	28.7%	—
3位	安全で快適な道路環境の整備	21.5%	5位
4位	交通安全・防犯体制	21.4%	4位
5位	あらゆる人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境の整備	19.7%	2位

「—」は 2012 年度(平成24年度)実施分に選択肢がない。

4. 望まれる町の将来像

順位	将来像	%	前回
1位	バスルートの充実などの公共交通の利便性が高いまち	46.0%	1位
2位	子育ての支援の充実や子育てる環境が整備されたまち	28.9%	3位
3位	高齢者や障がい者が健康で生きがいを持って住めるまち	25.4%	2位
4位	大型店舗が充実した買物に便利なまち	23.9%	5位
5位	下水道、生活道路、歩道などが整備された生活しやすいまち	20.4%	4位

4 まちづくりの主要課題

～町を取り巻く社会潮流と町民意識調査などからみた、今後のまちづくりの主要課題～

人口減少と少子・高齢化に対応したまちづくり

本町は、国勢調査では2010年（平成22年）を、住民基本台帳では2009年（平成21年）をピークに人口減少に転じており、出生数を死亡数が上回り、転入を転出が上回る社会減の両方が2010年（平成22年）から続いています。

高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は、2010年（平成22年）の国勢調査では19.9%で、県平均（20.4%）をやや下回っていたものが、2015年（平成27年）には25.7%になり、県平均（24.8%）を上回りました。

人口減少と少子・高齢化は、地域活動の低下や税収の減少などにつながることから、定住化の促進や子育て支援など、人口減少を防ぐ対策が必要です。

生活を支える基盤や交通、安心・安全の配慮

町民意識調査において、住みにくさ・暮らしにくさ上位の「通勤、通学に不便である」、「都心に出るのが不便」などは、不満の高い施策の「公共交通の整備」と関連しています。また、今後5年間の施策の重要度としてあがる「充実した公共交通網の整備」、実現が望まれる町の将来像「公共交通の利便性の高いまち」につながっています。

また、「安全で快適な道路環境の整備」とともに、「交通安全・防犯体制」「あらゆる人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境の整備」が施策の重要度においても上位にあげられ、安全・安心へのニーズが高くなっています。

人口減少や財政制約の強まりを踏まえ、町民と行政が協働、連携し、町民が快適に安全で安心して生活できる施策が必要です。

環境に配慮したまちづくり

環境との共生がまちづくりの大きなテーマとなっていますが、もとより本町では、農業生産、ごみ減量化などを通して、環境との調和に努めてきました。

世界的には、異常気象やプラスチック製品をはじめとする廃棄物による海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化していますが、LED電球や省エネ家電の普及、再生エネルギー価格の低下など、エネルギー問題への取り組みの成果も現れはじめています。

町民一人ひとりが、環境にやさしい生活スタイルへの心がけや地域で再生可能なエネルギーの導入を進めるなど、環境にやさしい暮らしの実現が求められます。

地域の経済力の維持・向上

国の経済は回復基調にあるものの、地域や分野、世代による格差が大きくなってきています。

雇用においては、若者を中心に非正規雇用者が増加し、また、過労死などの働き方の問題も出てきており、ワーク・ライフ・バランスを確保することが雇用主、働き手の両方の課題となっています。

一方、厳しい国際競争の中で、日本の産業構造は、商業や金融・医療・福祉などの第三次産業が中心となるサービス化が進み、企業や事業所の立地の再編が進んでいます。

こうした中で、魅力あるまちづくりにより、企業が立地したくなる環境の整備や身近な生活関連サービスの創出など、雇用機会の確保に取り組んでいくことが必要です。

情報化への対応

スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキングサービス）などの普及により、生活や産業などあらゆる分野において、ICTの活用が進み、情報が瞬時に共有できる新しいサービスが提供されています。その一方で、個人情報の流出や名誉毀損、金融犯罪に巻き込まれる負の側面も出てきています。

情報化の便利さが広く町民に享受されるよう、ICTを積極的かつ効果的に活用していくための能力を高めると同時に、町民、企業などさまざまな活動主体の活性化が望されます。

高まる子育て・教育環境の整備の必要性

人口減少の長期的な克服には、出生率の上昇が不可欠ですが、そのためには若い世代が、希望をもって出産・子育てのできる環境が求められます。

また、国際化や情報化が進む中で、子どもたちが将来、自立して生活し、社会で活躍するためには、これまで以上に家庭や学校の教育環境を整えることが求められます。

町全体で、健やかな子育てと生きる力を持つ教育を支える仕組みを整備することが必要です。

地方分権改革と協働の推進

地方分権は、地方の提案に基づき法改正を進める提案募集方式が採用されたように、地方自治体の創意工夫が試される段階になっています。地方自治体は地域の実情に応じて、自らの権限を活用することが求められています。

一方、地域全体での子育ての取り組みや、高齢化・人口減少対策などの課題は、行政だけで解決することは難しくなってきています。

こうしたことから、町民の発案やアイデアの活用、また町民、企業など地域のさまざまな活動主体が、行政と連携して力を発揮できるような協働の仕組みづくりの構築が求められます。

第2章 基本構想

1 町の将来像

第4次総合振興計画の将来像は、「笑顔と夢が花咲く、緑あふれるみんなのまち！」と定めました。

第5次総合振興計画においては、第4次総合振興計画の大枠を引き継ぐとともに、誇りの持てる松伏を発信し続けることにより、次の世代へつなぐことができるよう、「笑顔が未来に広がる」としました。

笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！

「笑顔」には、やさしさあふれる人づくりの意味が込められています。

「未来に広がる」は、誇りの持てる松伏を発信し続け、未来に広く目を向け、何事にも積極的に挑戦し、交流が広がっていく意味が込められています。

「緑あふれる」は、松伏町に住む実感としての豊かさの意味が込められています。

2 まちづくりの視点

誰もが健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくる

子どもから高齢者まで、町民誰もが健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

- ◆生涯にわたり健康で幸せに暮らせるまちづくり
- ◆地域で安心して暮らせるまちづくり
- ◆子どもが輝き、人を育てる心豊かなまちづくり

町民が主体となったにぎわいのまちをつくる

地域コミュニティによる新たな交流や、多様な人材を活かした雇用を図り、活気とにぎわいにあふれたまちづくりを進めます。

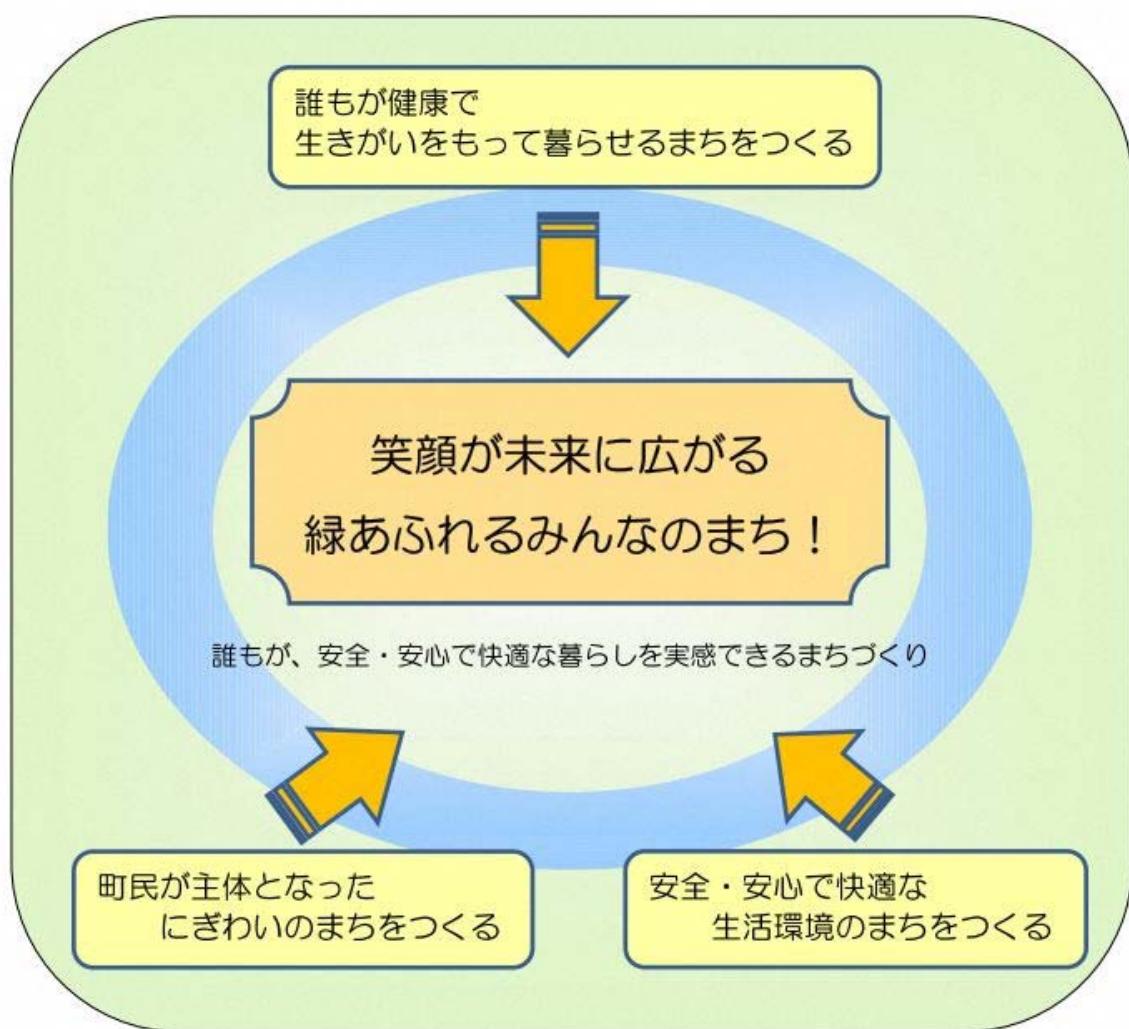
- ◆地域の活性化をめざすまちづくり
- ◆新たな交流ができるまちづくり
- ◆高齢者や女性など多様な人材を活かしたまちづくり
- ◆多様な主体と行政が役割分担した、協働のまちづくり

安全・安心で快適な生活環境のまちをつくる

水と緑にあふれた自然環境のなかで、日常生活から災害時まで、誰もが安全で安心して快適な暮らしのできるまちづくりを進めます。

- ◆災害に強く、安心して暮らせるまちづくり
- ◆犯罪や事故の少ない安全なまちづくり
- ◆環境と共生する快適な居住空間のまちづくり

まちづくりのイメージ



3 将来人口

基本構想目標年度にあたる 2023 年度の将来目標人口を第 5 次総合振興計画策定期から引き続き 31,000 人と設定します。

コーホート要因法による推計をした結果、本計画の目標年次である 2023 年には、28,000 人程度になることが予想されますが、地元での雇用機会の促進や住みやすい環境の整備などにより、地域の定着が図れるよう各施策を推進し、目標人口の達成を目指します。

推計人口

年齢階級	実績						推計		
	平成23年(2011年)			平成28年(2016年)			2023年		
合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	
0~4歳	1,233	659	574	980	502	478	858	466	392
5~9	1,557	791	766	1,285	685	600	900	469	431
10~14	1,698	909	789	1,572	800	772	1,161	611	549
15~19	1,735	890	845	1,747	888	859	1,509	781	728
20~24	1,627	852	775	1,567	804	763	1,717	847	871
25~29	1,644	850	794	1,307	681	626	1,581	773	808
30~34	1,843	973	870	1,450	768	682	1,114	588	526
35~39	2,621	1,365	1,256	1,780	940	840	1,063	590	473
40~44	2,618	1,405	1,213	2,577	1,373	1,204	1,463	794	668
45~49	1,891	1,006	885	2,590	1,378	1,212	2,176	1,175	1,001
50~54	1,810	881	929	1,854	985	869	2,520	1,358	1,162
55~59	2,133	1,087	1,046	1,725	824	901	2,087	1,097	990
60~64	2,849	1,420	1,429	2,062	1,044	1,018	1,678	825	853
65~69	2,109	1,071	1,038	2,720	1,333	1,387	1,787	864	923
70~74	1,693	852	841	1,967	967	1,000	2,257	1,086	1,171
75~79	1,049	476	573	1,500	723	777	1,970	913	1,058
80~84	604	239	365	866	372	494	1,326	585	742
85~89	347	105	242	396	132	264	728	288	439
90~94	177	30	147	241	50	191	202	66	136
合計	31,238	15,861	15,377	30,186	15,249	14,937	28,097	14,176	13,920

(資料:住民基本台帳(外国人を含む) 各年4月1日現在)

年齢3区分別人口及び構成比

年齢階級	実績						推計		
	平成23年(2011年)			平成28年(2016年)			2023年		
合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	
0~14歳	4,488	2,359	2,129	3,837	1,987	1,850	2,919	1,546	1,372
15~64歳	20,771	10,729	10,042	18,659	9,685	8,974	16,908	8,828	8,080
65歳~	5,979	2,773	3,206	7,690	3,577	4,113	8,270	3,802	4,468
合計	31,238	15,861	15,377	30,186	15,249	14,937	28,097	14,176	13,920
0~14歳	14.4%	14.9%	13.8%	12.7%	13.0%	12.4%	10.4%	10.9%	9.9%
15~64歳	66.5%	67.6%	65.3%	61.8%	63.5%	60.1%	60.2%	62.3%	58.0%
65歳~	19.1%	17.5%	20.8%	25.5%	23.5%	27.5%	29.4%	26.8%	32.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4 まちづくりの目標 ~ 主要施策 ~

町の将来像や将来人口を実現するため、まちづくりの目標を次のとおり定めます。

まちづくりの目標

- 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
- 2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり
- 3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり
- 4 活気あふれるにぎわいのまちづくり
- 5 利便性の高い快適空間のまちづくり
- 6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり
- 7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

また、人口減少時代を迎えるなかで、地方創生の考え方を取り入れ、特に重点的に2つの戦略を進めます。

2つの重点戦略

1 人口増を目指す戦略

全国的に少子・高齢化と人口減少が進むなかで、人口増をめざし、地域ににぎわい・活気をもたらす施策に取り組みます。

2 定住化を進める戦略

本町での暮らしに満足度を高めていくことのできる、安全・安心で快適な暮らしを実感できる施策に取り組みます。

大綱 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

～ 子育て支援の施策 ～

家庭の大切さや地域のなかでの支え合いを基本にしながら、安心して子どもを育てることができるよう、子育てに係る親の精神的、経済的負担の軽減を図り、**仕事と育児が両立できるよう多様な保育の実施に努めます。**

2015年（平成27年）4月に施行された※子ども・子育て支援法等に基づき、**幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を一体的に推進し、子どもの健やかな発育と発達を支援します。また、子どもの居場所の充実、児童虐待の防止及び青少年の活動を支援します。**

学校では、子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をはぐくむための教育を推進します。その推進を図るために、学校施設の整備、就学相談の充実、教職員の資質能力の向上等、学校の教育環境の充実を図ります。また、学校と家庭、地域との連携、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

- ① 子育て家庭への支援
 - ◎育児のためのコミュニティの充実
 - ◎経済的支援の拡充
 - ◎仕事と子育ての両立支援の推進
- ② 子どもが健やかに育つ環境の整備
 - ◎幼児教育・保育・子育て支援の一体的な**推進**
 - ◎母子保健・医療の拡充
 - ◎充実した子育て環境の形成
 - ◎青少年健全育成の推進
- ③ 学校教育の充実
 - ◎「生きる力」をはぐくむ教育の推進
 - ◎学習しやすい教育環境の充実
 - ◎地域・家庭・学校の連携

大綱2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり ～ 健康・福祉・社会保障の施策 ～

住み慣れた地域のなかで、高齢者、障がい者、子どもをはじめすべての町民が健康で豊かな暮らしができるよう、互いに助け合い、支え合う福祉のまちづくりを進めます。

心も体も健康で元気に長生きすることができるよう、ライフステージに応じた健康づくり事業や保健サービスの推進を図ります。また、医療ニーズの高度化や救急医療ニーズの増大に対応するため、医療機関と連携し、地域医療体制を充実させます。

急速に進む高齢化社会のなかで、高齢者が生きがいをもって健康で長生きできるよう、介護予防のための運動機能低下を防止する事業や健康増進事業、生きがいづくりの充実などに取り組みます。また、介護が必要な高齢者にきめ細やかなサービスが提供できるよう、在宅介護サービスの向上と介護福祉施設の充実に努めます。

障がいのある人が、社会の一員として地域で暮らすことができるよう、相談支援や障がいに応じた福祉サービスの拡充に取り組むとともに、社会参加や就労を支援します。

医療保険制度や介護保険制度の健全な運営を図るほか、公的年金（国民年金）制度の正しい理解を促します。また、生活に困窮している町民への適切な支援に努めます。

① 健康づくりの推進

- ◎健康づくりを行う環境の醸成
- ◎スポーツによる健康づくりの推進
- ◎地域保健対策の推進
- ◎地域医療体制の拡充

② 地域で支える福祉の推進

- ◎地域福祉活動の促進
- ◎人にやさしいまちづくりの推進
- ◎要配慮者の見守り活動の促進

③ 高齢者福祉の推進

- ◎生きがいづくりの推進
- ◎介護予防の推進
- ◎生活支援の充実
- ◎地域ケア体制の強化

④ 障がい者（児）福祉の推進

- ◎社会参加の促進と就労支援の推進
- ◎相談支援の拡充
- ◎地域生活支援の拡充

⑤ 社会保障制度の適正な運用

- ◎医療保険制度の適正な運営
- ◎介護保険事業の適正化
- ◎国民年金制度の周知
- ◎生活自立への支援

大綱 3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

～ 人権・男女共同・地域コミュニティの施策 ～

21世紀は「人権の世紀」といわれ、時代の潮流として人権文化の構築が求められています。町民一人ひとりが尊重されるよう、人権尊重についての理解を深めます。

男女の平等はさまざまな法律や制度で保障されていますが、性別による役割分担意識の是正や、仕事と生活との調和（※ ワーク・ライフ・バランス）の実践に向け、取組みを進めます。

町民と行政の協働のまちづくりに向けては、情報の提供や共有に努め、町民がまちづくりに参画しやすい環境を整えるとともに町民と行政の意識改革やそれぞれの役割分担を明確にした上で、協働関係を築きます。

健康づくりや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動が活発に展開されるよう仕組みづくりや環境整備を行い、活動が継続的に行われるよう支援します。また、文化・芸術は人生を豊かにすることから、さまざまな文化・芸術に親しむ機会や場の提供に努めるとともに、豊かな地域文化や芸術をはぐくむ活動を支援します。

外国籍住民の活動と定住化が進むなか、お互いの考え方や文化・習慣を尊重しあう多文化共生社会を構築します。また、町民一人ひとりが広い視野を持ち、国内・国外を問わず、積極的な交流活動を行うことを支援します。

① 人権の尊重

- ◎啓発・教育活動の推進
- ◎人権相談体制の充実

② 男女共同参画社会の推進

- ◎男女平等の意識づくりの推進
- ◎男女共同参画の推進
- ◎男女対等な社会づくりの推進

③ 協働によるまちづくり

- ◎町民参画の仕組みづくり
- ◎協働の担い手の育成

④ 地域コミュニティの推進

- ◎コミュニティ意識の啓発
- ◎自治会活動の活性化の促進
- ◎多文化共生の推進

⑤ スポーツ・芸術・文化活動の推進

- ◎スポーツ活動の充実
- ◎芸術・文化活動の充実
- ◎多様な学習機会の提供
- ◎広域交流の充実

大綱4 活気あふれるにぎわいのまちづくり

～ 産業振興の施策 ～

農業は、恵み豊かな自然を継承する役割を果たしてきました。農業従事者の高齢化や後継者不足など、多くの課題がありますが、いのちと健康をはぐくむ重要な産業として、安全でおいしい食の生産を基本に、集落の生産組織の育成、担い手の育成に努め、安定的な生産体制の確立を進めます。また、東京近郊という地の利を活かした ※ 都市型農業の推進や松伏ブランドの推奨、加工により付加価値をつける ※ 6次産業化など、さまざまな取組みにより魅力ある農業振興を図り、活性化に努めます。

工業については、既存企業の経営の安定化のための条件を整備し活性化に努めます。また、(都)東埼玉道路と (都)浦和野田線が結節する ※ 松伏インターチェンジ周辺の新市街地については、※ 職住近接をめざした新たな人口増加の受け皿とともに新たな雇用の場を創出する産業集積を進め、新たな企業誘致を図ります。

商業については、既存の小売業の魅力をさらに高めるため、地域コミュニティづくりと結びついた活気ある商業を育てます。また、松伏インターチェンジ周辺の新市街地については、※沿道サービス施設の立地誘導を図り、活性化に努めます。

町民が安心して働くことができる、やりがいのある就労の場を確保するとともに、日常の暮らしを支える生活サービスを提供できるよう、コミュニティビジネスへの支援を図ります。

① 農業の振興

- ◎都市型農業の推進
- ◎担い手の確保・育成
- ◎農地の保全・有効利用

② 商工業の振興

- ◎企業誘致の推進
- ◎商工業の活性化
- ◎観光振興への取組み

③ 雇用の促進と勤労者支援

- ◎雇用安定の促進
- ◎勤労者支援の推進

大綱 5 利便性の高い快適空間のまちづくり

～ 生活基盤整備の施策 ～

自然環境と都市的環境が調和した土地利用を進め、安全で快適な生活環境の確保と産業の発展を図ります。また、本町は、豊かな水辺、緑空間、農地などの自然資源を有しています。こうした自然や田園風景の保全に努め、松伏の風土にふさわしい景観づくりに取り組むとともに、町民の参加を図りながら地域に即したまちづくりを推進します。

道路網は、広域的な幹線道路の整備を促進し、町道については計画的な整備と維持管理を行うとともに、長寿命化を図ります。町民の足である公共交通は、バス利用の促進とバス路線の充実に取り組むとともに、※ 高速鉄道東京8号線の整備促進のため関係団体と連携し要望活動を行い、町民の暮らしを支える公共交通の確保に努めます。

町民の誰もが快適さを実感できるよう、生活環境の基礎的な条件である、地域の特性に応じた下水処理システムの普及拡大と水道水の安定供給を図ります。

身近に水と緑にふれあうことのできる自然環境を、次の世代に引き継いでいくことができるよう、公園・緑地の計画的な整備と、協働による緑化の推進や維持・管理を図ります。

① 地域特性に即したまちづくりの推進

- ◎適切な土地利用の推進
- ◎地域の特徴に合ったまちづくりの推進
- ◎景観の保全・活用
- ◎特色あるまちなみ景観の形成

④ 快適な生活環境

- ◎下水道施設の利用促進
- ◎下水道雨水幹線の整備と長寿命化の推進
- ◎合併処理浄化槽の設置促進と維持管理
- ◎上水道の充実

② 道路網の整備

- ◎幹線道路の整備
- ◎生活道路の整備
- ◎道路環境の整備

⑤ 水と緑のネットワークの形成

- ◎公園・緑地の整備充実
- ◎緑化の推進
- ◎水辺空間の利用促進

③ 公共交通の整備

- ◎バス交通の充実と環境整備
- ◎高速鉄道東京8号線の整備促進

大綱 6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり ～ 生活環境の充実の施策 ～

地球環境問題への理解を深め、町民と行政が連携を図りながら省エネルギーの推進、※再生可能エネルギーの利用と活用を進めます。日常生活のなかで発生する騒音・振動・悪臭といった公害や不法投棄の防止など、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

ごみの排出量は、ごみの減量や再資源化により減少傾向にありますが、循環型社会の構築に向け、※4R活動によるごみの抑制と有効活用を進めます。広域によるごみ処理体制の充実に努めます。

日常の安全・安心を確保するため、交通安全対策の推進や地域ぐるみの防犯体制を構築するとともに、消防・救急体制の強化、火災の予防活動などを推進します。

また、大規模な災害に備えて、災害に強いまちづくり、治水対策を推進するとともに、災害発生時に生命や財産を守ることができるよう、地域防災力の向上、※要配慮者の支援など、総合的な防災体制の充実を図ります。

インターネットやスマートフォンの普及により、悪質商法や詐欺事件が横行しています。特に高齢者を狙った被害が増えています。安全な消費生活への支援に向け、消費者被害の未然防止や消費生活相談の充実に取り組みます。

- ① 環境の保全・創造
 - ◎環境にやさしい生活スタイルの構築
 - ◎良好な生活環境の保全・創出
 - ◎環境汚染の防止
- ② 総合的なごみ処理の推進
 - ◎ごみの減量化・再資源化の推進
 - ◎ごみ処理体制の充実
- ③ 交通安全・防犯体制の充実
 - ◎交通安全の推進
 - ◎防犯体制の充実
- ④ 防災・消防・救急体制の充実
 - ◎防災体制の充実
 - ◎災害に強いまちづくりの推進
 - ◎消防・救急体制の充実
- ⑤ 安全な消費生活への支援
 - ◎消費者の自立の支援
 - ◎消費者相談体制の充実

大綱 7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

～ 行財政運営の充実の施策 ～

社会経済環境が大きく変化するなかで、多様化、高度化する町民ニーズに素早く対応できるよう
※ 行政改革を推進し、効率的、効果的な行政運営を進めます。

また、老朽化した公共施設等については、長期的な視点に立った効果的な管理を進めます。

財政については、自立的なまちづくりを推進する上で、欠かすことができない税収の安定化と
※ 自主財源の拡充に取り組むとともに、将来にわたる財政の健全性を確保します。

町民の生活や地域の経済活動が広域化しており、日常的な結びつきの強い近隣自治体と連携・
協力した広域行政を推進するとともに、地域全体の発展を考慮した合併について検討を進めます。

① 行政運営の改革

- ◎行政改革の推進
- ◎効率的な行政運営
- ◎サービスの向上

② 財政運営の改革

- ◎計画的な財政運営
- ◎財源の確保
- ◎財政健全化の推進

③ 広域行政の推進

- ◎近隣自治体との連携強化
- ◎広域処理業務の充実

5 土地利用構想

恵まれた自然環境を活かしつつ、秩序あるまちの発展を図るため、次の4地域に区分し、土地利用を図っていきます。

また、地域の活性化を図るため、2つの「活性化推進地区」を位置づけ、重点的に土地利用を図っていきます。

●自然環境活用地域

水と緑を活用した憩いと交流の場を形成します。

①水辺空間活用地区

江戸川、大落古利根川、中川の沿川については、豊かな水辺空間を保全することを基本とし、町民の憩いの空間として活用します。

②公園関連地区

まつぶし緑の丘公園、松伏記念公園・総合公園については、より多くの町民の憩いの拠点となるよう公園機能の向上を図り、交流の活性化を促進します。

●田園環境活用地域

農業の振興と生活環境の改善の両立をめざします。

③農業活性化地区

中川沿いに広がる米作地帯では、農業の担い手への土地利用集積を促進します。

④農住環境調和地区

※ 地産地消などによる都市型農業を推進するとともに、住宅地は、道路や排水路などの整備を進め、周辺との調和を図りながら生活環境の改善を図ります。

●市街地環境整備地域

現在の※市街化区域は、人口が集中している地区として、一戸建て中心の良好な居住環境の整備や保全に努めます。

⑤市街地住環境形成地区

※ 土地区画整理事業の実施などにより都市基盤施設が比較的整っている地区は、適切な維持管理を進め、居住環境の水準の維持に努めます。

既存の住宅地は、生活道路の改善や小公園の整備などを進め、地区の特色を活かした快適な居住環境の形成をめざします。

⑥商業集積地区

住宅地のなかに商業施設などがまとまって立地している地区については、周辺の住環境や道路網の整備などを進め、集客力の向上を側面から支援します。

⑦沿道サービス地区

周辺の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

東埼玉道路沿いの地域についても、道路開通による交通量増加などの地理的ポテンシャルが期待されることから、周辺環境との調和を図りながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

●工業集積地域

既存の※ 東埼玉テクノポリスと大川戸地区に整備される工業団地では、企業立地に適切な環境の整備に努めます。また、市街地内ミニ工業団地や新市街地地域との連携を考慮し、周辺の環境にとけ込んだ新たな産業団地とともに上赤岩地区に工業団地の整備を図ります。

(8)工業集積地区

工業集積地区では、周辺の住環境や自然環境に配慮しながら、新たな企業誘致を図ります。

「活性化推進地区」

●職住近接と核づくりによる新市街地区域

(都)東埼玉道路と (都)浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺は職住近接をめざした新たな人口増加の受け皿とともに新たな雇用の場を創出する産業集積を進めます。

また、松伏らしい文化や地域資源を対外的に発信するとともに、町民の生活活動の拠点として、バスターミナルを併設した道の駅の設置を推進していきます。

さらに、高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定した、町のシンボルとなりコミュニティの要となる交流の場づくりをめざした核づくりに努めます。

●北部地区の拠点区域

北部サービスセンターとその周辺地域を北部地区の拠点として位置づけ、多くの町民が集える憩いの場としての機能を充実させ、地域の活性化を図ります。

